

I 昨年と比べて変わった点（定額減税）

1 令和6年分所得税の定額減税の実施

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除（以下「**定額減税**」といいます。）が実施されています。

年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額（以下「**年調減税額**」といいます。）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

(1) 年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。以下同じです。）から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

（注） 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、基礎控除申告書などにより把握した合計所得金額を用います。

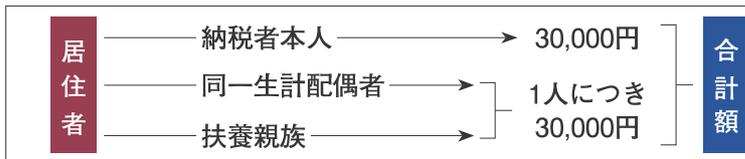
(2) 年調減税額の計算

年調減税額は、「本人 30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円」との合計額となります。

年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります。）の人数を確認することになります。

なお、同一生計配偶者（居住者に限ります。）を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

【年調減税額】



(3) 年調減税額の控除

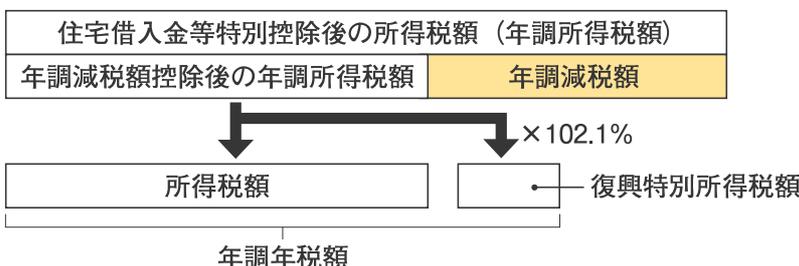
年調減税額の控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

（注） 年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、定額減税に関する事項の記載が必要となります。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

【年調減税額の控除】



2 年末調整の計算に当たっての注意点

上記1のとおり、令和6年分の年調年税額を計算する際には、年調減税額の控除を正しく行う必要があります。

なお、国税庁で作成している「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、年調減税額の控除等の計算に対応していません。このため、年調減税額の控除等の計算に対応した①「令和6年分年末調整計算表」^(注1)又は②「年末調整計算シート(令和6年用)」^(注2)の様式等を別途利用するか、③「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の余白部分等を用いることにより、年調減税額の控除を正しく行った上で、年調年税額を算出するようにしてください。

(注)1 「令和6年分年末調整計算表」は、国税庁ホームページに掲載しています。

また、国税庁で作成している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」の裏面右側にも、この計算表を記載しています。

2 「年末調整計算シート(令和6年用)」(Excel)は、国税庁ホームページに掲載しています。

この年末調整計算シートを利用すると、年調減税額の控除等の計算の一部が自動計算されます。

①令和6年分年末調整計算表

※年調減税額の控除等の計算に対応しています。

②年末調整計算シート(令和6年用)

※年調減税額の控除等の計算に対応しています。

③令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿

※年調減税額の控除等の計算に対応していません。

※ これらの様式は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)からご確認いただけます。

※余白部分などで年調減税額の控除等の計算をしてください。

本冊子「令和6年分 年末調整のしかた」に記載している情報のほかにも、様々な情報を国税庁ホームページに掲載していますので、そちらもご活用ください。

【掲載場所】 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

| | | | |
|--------|--------------------|------------------|---|
| 所轄税務署長 | 給与の支払者の 名称(氏名) | (フリガナ) あなたの氏名 | 記載のしかたはこちら  |
| | 給与の支払者の 法人番号 | | |
| 税務署長 | 給与の支払者の 所在地(住所) | あなたの住所 又は居所 | |

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
 - 2 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません。)
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

| 所得の種類 | 収入金額 | 所得金額 |
|------------------------------------|------|--------------------|
| (1) 給与所得 | | (裏面「4(1)」を参照) 円 |
| (2) 給与所得以外の所得の合計額 | | (裏面「4(2)」を参照) 円 |
| あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額) | | 円 |

○ 控除額の計算

| 判定 | 区分Ⅰ | | 定額減税対象 |
|----|-----------------------------------|------------------------|--------|
| | 900万円以下 (A) | 900万円超 950万円以下 (B) | |
| 定 | 950万円超 1,000万円以下 (C) | 1,000万円超 1,805万円以下 (D) | 48万円 |
| | 1,805万円超 2,400万円以下 | 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 |
| | 2,450万円超 2,500万円以下 | | 16万円 |
| | 本人定額減税対象 <input type="checkbox"/> | | |

※ 「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

| | | |
|------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| (フリガナ) 配偶者の氏名 | 配偶者の個人番号 | 配偶者の生年月日 |
| | あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 | 明・大・昭・平 年 月 日 非居住者である配偶者 生計を一にする事実 |

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

| 所得の種類 | 収入金額 | 所得金額 |
|------------------------------------|------|--------------------|
| (1) 給与所得 | | (裏面「4(1)」を参照) 円 |
| (2) 給与所得以外の所得の合計額 | | (裏面「4(2)」を参照) 円 |
| 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額) | | * 円 |

判定

48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭30.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》 (①) 配偶者控除 定額減税対象

48万円以下かつ年齢70歳未満 (②) 配偶者特別控除

48万円超95万円以下 (③) 配偶者特別控除

95万円超133万円以下 (④) 配偶者特別控除

○ 控除額の計算

| 区分Ⅰ | 区分Ⅱ | | | | | | | | | | 配偶者控除の額 円 | |
|-----------|------|------|------|---|------|------|---------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------------------|
| | A | B | C | ④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」(1)と(2)の合計額)(※印の金額) | | | | | | | | 配偶者特別控除の額 円 |
| | | | | ① | ② | ③ | 95万円超 100万円以下 | 100万円超 105万円以下 | 105万円超 110万円以下 | 110万円超 115万円以下 | | |
| 配偶者控除 | 48万円 | 38万円 | 38万円 | 36万円 | 31万円 | 26万円 | 21万円 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 3万円 | |
| 配偶者特別控除 | 32万円 | 26万円 | 26万円 | 24万円 | 21万円 | 18万円 | 14万円 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 2万円 | |
| 配偶者定額減税対象 | 16万円 | 13万円 | 13万円 | 12万円 | 11万円 | 9万円 | 7万円 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | 1万円 | <input type="checkbox"/> |

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

※ (A)～(D)であり、かつ、①・②である場合はチェック(非居住者は除く)

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
- なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

| | | | | | | | |
|----|---|--------|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|--------|--------------|
| 要件 | <input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) | ☆扶養親族等 | (フリガナ) | 左記の者の個人番号 | 左記の者の生年月日 | ★特別障害者 | 特別障害者に該当する事実 |
| | <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) | | 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 | 明・大・昭・平 年 月 日 | (裏面「3-2(4)」を参照) | | |
| | <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) | | あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所 | 左記の者の左記の者の合計あなたとの続柄 所得金額(見積額) | <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり | | |
| | <input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載) | | | 円 | | | |

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

〔入力例〕 <年末調整計算シートを利用する場合>

| 区分 | 金額(円) | 税額(円) |
|---------------------------------------|------------------------|-----------------|
| 給料・手当等 | ① 5,970,000 | ③ 111,810 |
| 賞与等 | ④ 1,800,000 | ⑥ 93,000 |
| 計 | ⑦ 7,770,000 | ⑧ 204,810 |
| 給与所得控除後の給与等の金額 | ⑨ 5,893,000 | 所得金額調整控除の有無 |
| 所得金額調整控除額 | ⑩ 0 | |
| 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) | ⑪ 5,893,000 | |
| 給与等からの控除額 | ⑫ 1,291,200 | |
| 差引課税給与所得金額及び算出所得税額 | ⑰ 3,011,000 | ⑳ 203,600 |
| (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 | | ㉓ 40,000 |
| 年調所得税額 | | ㉔ 163,600 |
| 年調減税額 | | ㉔-2 120,000 |
| 年調減税額控除後の年調所得税額 | | ㉔-3 43,600 |
| 控除外額 | | ㉔-4 0 |
| 年調年税額 ($㉔-3 \times 102.1\%$) | | ㉕ 44,500 |
| 差引超過額 | | ㉖ 160,310 |
| 超過額の精算 | 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 | ㉗ |
| | 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 | ㉘ |
| | 差引還付する税額 | ㉙ 160,310 |
| 同上のうち | 本年中に還付する金額 | ㉚ 160,310 |
| 不足額の精算 | 本年最後の | |
| | 翌年に | |

(1) 「税額③」欄と「税額⑥」欄は、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額となります。

(2) 「年調減税額㉔-2」欄に年調減税額を入力します。
 (3) 「年調所得税額㉔」欄の金額から「年調減税額㉔-2」欄の金額を控除した残額が「年調減税額控除後の年調所得税額㉔-3」欄に表示されます。
 (4) 「年調減税額控除後の年調所得税額㉔-3」欄に102.1%を乗じた金額が「年調年税額㉕」欄に表示されます。

(年調所得税額から控除しきれない事例)

| | | |
|---------------------------------------|------------------------|-------------|
| 差引課税給与所得金額及び算出所得税額 | ⑰ 3,011,000 | ⑳ 203,600 |
| (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 | | ㉓ 130,000 |
| 年調所得税額 | | ㉔ 73,600 |
| 年調減税額 | | ㉔-2 120,000 |
| 年調減税額控除後の年調所得税額 | | ㉔-3 0 |
| 控除外額 | | ㉔-4 46,400 |
| 年調年税額 ($㉔-3 \times 102.1\%$) | | ㉕ 0 |
| 差引超過額 | | ㉖ 204,810 |
| 超過額の精算 | 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 | ㉗ |
| | 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 | ㉘ |
| | 差引還付する税額 | ㉙ 204,810 |
| 同上のうち | | |
| 不足額の精算 | 本年最後の | |
| | 翌年に | |

(1) 「年調減税額㉔-2」欄の金額が「年調所得税額㉔」欄の金額を上回る場合には、「年調減税額控除後の年調所得税額㉔-3」欄の金額はないため、「0」と表示されます。
 (2) 「年調減税額㉔-2」欄の金額のうち、「年調所得税額㉔」欄の金額から控除しきれなかった金額が「控除外額㉔-4」欄に表示されます。

令和6年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整に役立つ情報は国税庁のこちらのページへ！
年末調整における定額減税に関する情報もあわせてチェック！

年末調整がよくわかるページ (令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】
○ 源泉徴収義務者の「年末調整計算シート」(Excel)をご利用の税額計算を効率的に行うことができます。定額減税の制度の詳細については、「定額減税特設サイト」をご覧ください。

源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

給与所得者
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

年末調整がよくわかる



源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。
※公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。



詳しい説明 (パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート (Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和6年分の各種情報については
令和6年10月頃に掲載します。

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

➔ **令和7年1月10日(金)**

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)

➔ **令和7年1月20日(月)**

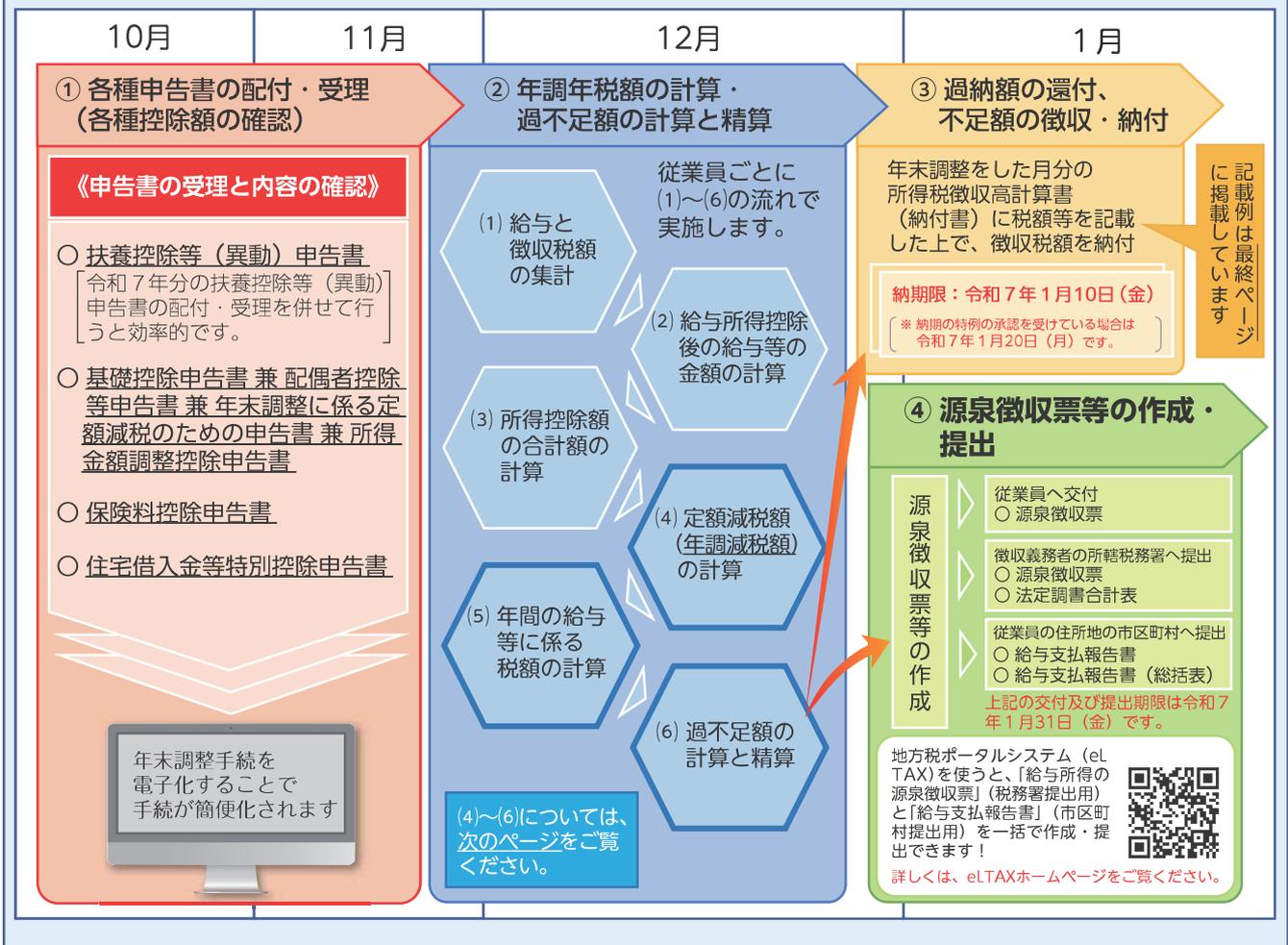
◎給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

➔ **令和7年1月31日(金)**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



年末調整手続を電子化することで手続が簡便化されます

次の様式等はここに掲載しています。



◎ 年末調整手続における参考情報

【A】年末調整計算シート

年末調整計算シート（Excel）は、従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などの必要な項目を入力することで、その従業員の方の税額を自動で計算することができ、効率的に年末調整を行うことができます。

なお、控除対象扶養親族の人数などの入力、従業員の方から提出を受けた「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書を基に行いますが、年末調整計算シートには、それらの入力のしかたや、専門用語の意味を説明するシートを設けています。

年末調整計算シート（令和6年用）は定額減税額の計算に対応しています

こちらの年末調整計算シートの②(1)～(6)は、上記「② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算」の番号を示しています。

| 区分 | 人数 | 控除額(円) | 区分 | 人数 | 控除額(円) |
|-------------------|----|--------|--------------------|----|--------|
| 扶養控除対象扶養親族の人数 | ① | | 同居特別障害者以外の特別障害者の人数 | ② | |
| 特定扶養親族の人数 | ③ | | 同居特別障害者の人数 | ④ | |
| 同居親等の人数 | ⑤ | | 婚姻の届出 | ⑥ | |
| 同居者親等以外の老人扶養親族の人数 | ⑦ | | 71以上の歳出 | ⑧ | |
| 一般の障害者の人数 | ⑨ | | 勤労学生の特給 | ⑩ | |

| 区分 | 金額(円) | 税額(円) |
|------------------------|-------|-------|
| 給与・手当等 | ① | ③ |
| 賞与等 | ④ | ⑥ |
| 計 | ⑦ | ⑧ |
| 給与所得控除後の給与等の金額 | ⑨ | ⑪ |
| 所得金額調整控除額 | ⑫ | ⑬ |
| 給与所得控除後の給与等の金額 | ⑭ | ⑯ |
| 給与等からの控除分 | ⑰ | ⑱ |
| 申告による社会保険料の控除分 | ⑲ | ⑳ |
| 申告による健康保険料等の控除分 | ㉑ | ㉒ |
| 生命保険料の控除額 | ㉓ | ㉔ |
| 地震保険料の控除額 | ㉕ | ㉖ |
| 配偶者（特別）控除額 | ㉗ | ㉘ |
| 扶養控除及び障害者等の控除額の合計額 | ㉙ | ㉚ |
| 所得控除額 | ㉛ | ㉜ |
| 所得控除後の合計額 | ㉝ | ㉞ |
| 特別徴収給与所得金額及び所得税額 | ㉟ | ㊱ |
| （特定徴収等）住宅借入金等特別控除額 | ㊲ | ㊳ |
| 年調所得税額 | ㊴ | ㊵ |
| 年間課税額 | ㊶ | ㊷ |
| 年調課税控除後の年調所得税額 | ㊸ | ㊹ |
| 控除外額 | ㊺ | ㊻ |
| 年調年税額（㊸-㊺）×102.1% | ㊼ | ㊽ |
| 差引超過額又は不足額 | ㊾ | ㊿ |
| 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 | ㊿ | |
| 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 | ㊿ | |
| 差引還付する税額 | ㊿ | |
| 前上のうち | ㊿ | |
| 本年中に還付する金額 | ㊿ | |
| 翌年において還付する金額 | ㊿ | |
| 本年最後の給与から徴収する金額 | ㊿ | |
| 翌年に繰り越して徴収する金額 | ㊿ | |

【B】令和6年分 年末調整のしかた

年調年税額の計算などの年末調整手続の詳細については、こちらをご覧ください。

給与所得控除後の給与等の金額を求めるために必要な「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」などはこちらに掲載しています。

なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

源泉徴収義務者の方用情報…C

「令和6年分 年末調整チェック表」や「令和6年分 年末調整 Q&A」など、源泉徴収義務者の方が年末調整を行う上で役立つ情報を掲載しています。

給与所得者（従業員）の方用情報…D

「年末調整を受ける際の注意事項」や「各種申告書の記載例」などを掲載していますので、年末調整について、従業員の方へ説明する際にご活用ください。

◎ 年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額（年調減税額）の控除を行うために**年調減税事務**を行う必要があります。**年調減税事務の手順は次のとおり**です。

※ 定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。
 (定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



1 年調減税額の控除対象者の確認

年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「**年末調整の対象者**」です。

※ 基礎控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた**合計所得金額が1,805万円**を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

2 申告書の受理及び年調減税額の計算

従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における**同一生計配偶者及び扶養親族の人数（いずれも居住者に限ります。）**を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。

年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族 1人につき30,000円

3 年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

※ 年調所得税額から年調減税額を控除するイメージは下段にある「年間の給与等に係る税額の計算等」をご覧ください。

4 源泉徴収票への表示

源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。

(例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合

「源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」

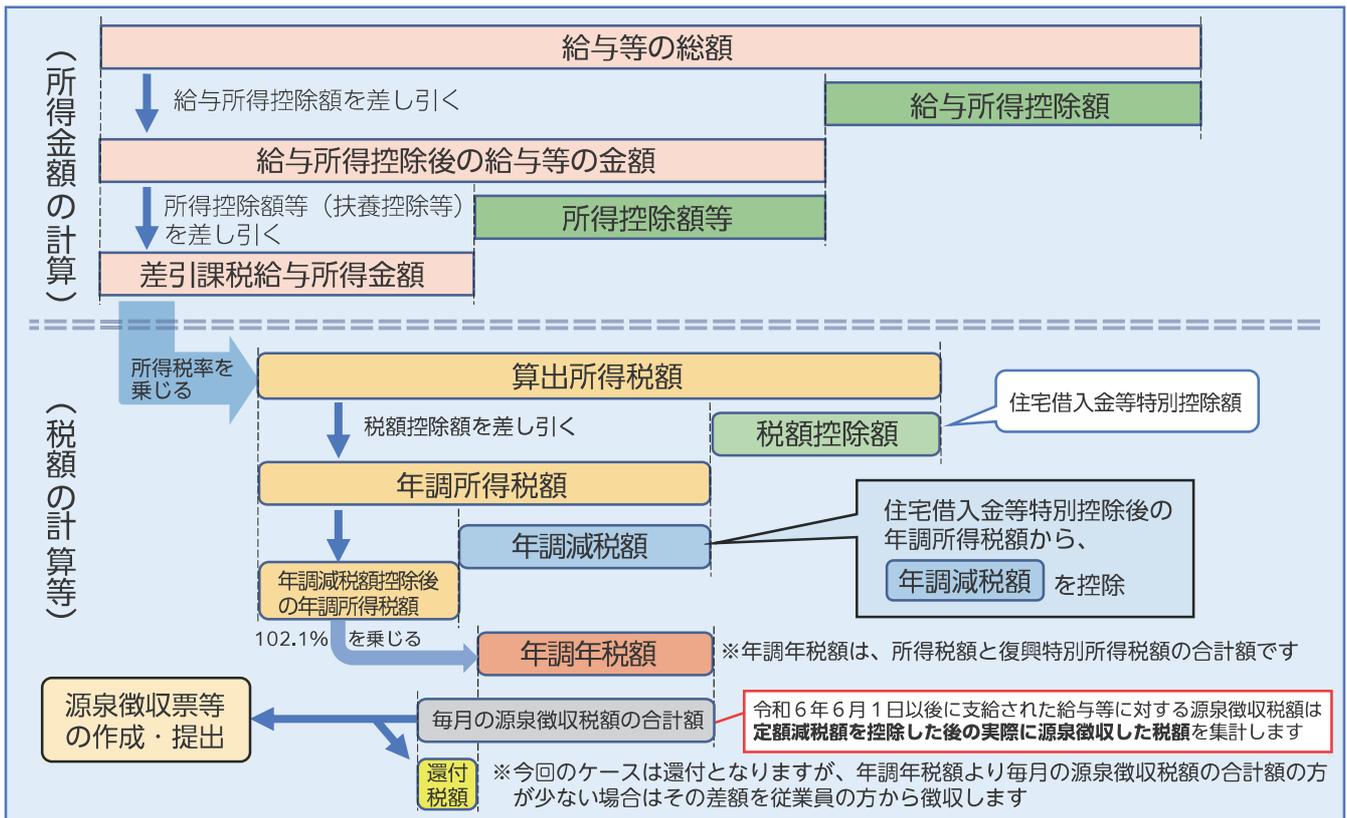
※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「**非控除対象配偶者減税有**」と記載します。

また、控除しきれなかった金額がない場合は、「**控除外額0円**」と記載します。

年調減税事務の詳細については「**令和6年分 年末調整のしかた**」をご覧ください。



◎ 年間の給与等に係る税額の計算等



◎ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

- 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合の記載例

- 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合の記載例

《税額の納付について》

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載した上で、徴収税額を納付します。

《キャッシュレス納付について》

源泉所得税の納付手続には、税務署や金融機関の窓口での納付手続のほか、非対面で便利なキャッシュレス納付による納付手続があります。

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。

なお、源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。



12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

◎ 令和6年分の年末調整における主な改正事項

- 令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（**定額減税**）が実施されています。
- 令和6年10月1日以後に提出する「**給与所得者の保険料控除申告書**」について、記載すべきとされる保険金の受取人等に係る情報のうち、申告者との続柄の記載を要しないこととされました。

改正事項の詳細については「源泉所得税の改正のあらまし」をご覧ください。



◎ 法定調書に関するお知らせ

次のことを掲載しているページはこちらです。



① 【令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】

源泉徴収票を含めた6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。

② 【令和7年中に法定調書を30枚以上提出した場合の留意事項】

令和7年中に提出する法定調書の提出枚数が30枚以上^(※)となった方は、令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。該当する調書は、書面では提出できませんので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判断は、調書の種類ごとに行います。

◎ 令和7年1月からの源泉徴収事務について

- 令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「**給与所得者の扶養控除等申告書**」及び「**従たる給与についての扶養控除等申告書**」は、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容から異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました（詳細については、こちらのFAQをご覧ください。）。
- **令和7年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和6年分から変更はありません。**



国税庁 法人番号 7000012050002

※ このリーフレットは、令和6年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。